

福岡県特別支援教育就学奨励費支給要綱

(通則)

第1条 福岡県（以下「県」という。）が支給する特別支援教育就学奨励費の取扱いについては、別に定めがあるものを除くほかこの要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 特別支援教育就学奨励費は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、かつ、特別支援学校（中学校及び中等教育学校の前期課程を含む。以下この条において同じ。）への就学の特殊事情に鑑み、県が特別支援学校へ就学する幼児、児童又は生徒について必要な援助を行うことで、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。

(県が支給する経費及びその範囲)

第3条 県は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号。以下「法」という。）の規定に基づく経費のほか、法の趣旨に基づいて県若しくは県に包括される市町村の設置する特別支援学校若しくは県の区域内の私立の特別支援学校に就学する幼児、児童若しくは生徒又は県の設置する中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下「県立中学校」という。）の通常の学級に就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する生徒若しくは特別支援学級に就学する生徒（以下「児童等」という。）の保護者（幼児、児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校又は県立中学校への就学のために必要な経費を支給する。

2 県が支給する経費は、法第2条及び国が定める特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費等補助金交付要綱に規定する経費とする。

(保護者の提出する書類)

第4条 児童等の保護者は、毎年度、特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書（様式1号。以下「収入額・需要額調書」という。）を、就学する学校の校長に提出しなければならない。ただし、児童又は生徒が児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、指定療育機関等に入所又は入院し、当該施設等において就学奨励に係る措置費又は療育の給付を受けている場合は、この限りではない。

2 前項に規定する調書には、世帯の収入額が特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条第3号に該当すると自ら認め、受給を辞退する場合を除き、所得金額等証明書（様式2号）を添付しなければならない。なお、生活保護法（昭和25年法律144号）第6条第2項に規定する要保護者である児童等の保護者は、所得金額等証明書に代え、

保健福祉環境事務所長等の発行する生活保護受給証明を添付しなければならない。

(市町村立・私立特別支援学校における支弁区分の決定)

第5条 県に包括される市町村の設置する特別支援学校又は私立の特別支援学校の校長は、前条第1項の規定により収入額・需要額調書の提出があったときは、その内容を調査し、支弁区分調書(様式3号)を作成の上、福岡県教育委員会(以下「県教委」という。)に提出しなければならない。

2 県教委は、前項の規定により収入額・需要額調書の提出があったときは、その内容を審査の上、支弁区分を決定し、支弁区分調書により校長に通知する。

(県立学校における支弁区分の決定)

第6条 県の設置する特別支援学校又は県立中学校の校長は、第4条第1項の規定により収入額・需要額調書の提出があったときは、その内容を審査の上、支弁区分を決定し、支弁区分調書により県教委に報告しなければならない。

(支給予定額の算定、保護者への通知等)

第7条 校長は、第5条の規定により支弁区分が通知され、又は前条の規定により支弁区分を決定したときは、就学奨励費支給予定額調書(様式4号)により支給予定額を県教委に報告し、併せて就学奨励費支弁区分決定通知書(様式5号)により支弁区分を保護者に通知しなければならない。

(保護者の届出の義務)

第8条 経費の支給を受けている保護者は、年度中途において次に掲げる各号の一に該当するに至ったときは、速やかにその旨を校長に届け出なければならない。

- (1) 保護者が住所を変更したとき。
- (2) 通学又は帰省の方法、経路を変更したとき。
- (3) 保護者が通学又は帰省の付添いを開始又は中止したとき。

(年度中途における支弁区分の変更)

第9条 年度中途において次に掲げる各号の一に該当するに至ったときは、支弁区分を変更する。

- (1) 第5条又は第6条に基づく支弁区分が第Ⅱ区分又は第Ⅲ区分である保護者が、生活保護法による生活保護を受けるに至ったとき。
- (2) 保護者の死亡等によって経済負担能力が著しく変わり、特に支弁区分を変更する必要があると認められるとき。

2 前項に掲げる支弁区分の変更については、第4条から第7条までの規定に準じて行うものとする。

(支給予定額の増減)

第10条 第8条及び前条又は児童等の転出入等により、支給予定額について増額又は減額をする必要が生じたときの取扱いについては、第7条の規定に準じて行うものとする。

(経費の支給方法)

第11条 校長は、「特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課編)」に基づき、各経費の支給額を算定し、現金、現物又は振込みにより、速やかに保護者等へ支給しなければならない。この場合、少なくとも各学期において1回(年間3回)の支給を行うよう努めること。

(学校で整備すべき書類)

第12条 学校には次に掲げる書類に支給額算定の基礎となった決算書、領収証等を添付し、常に整理しておかなければならない。

- (1) 個人別支給台帳(様式6号)
- (2) 教科用図書購入費内訳表及び現物受領台帳(様式7号)
- (3) 学校給食費(寄宿舎食費)支給表及び現物受領台帳(様式8号)
- (4) 寝具購入費支給台帳(様式9号)
- (5) 修学旅行(宿泊生活訓練)実施内訳(様式10号)
- (6) 校外活動実施内訳(様式11号)
- (7) 通学(帰省)届・付添人承認申請書・自家用車利用承認申請書(様式12号)
- (8) 通学費(帰省費)認定・確認簿(様式13号)
- (9) 口座振込依頼書(様式14号)
- (10) 精算払希望届(様式15号)
- (11) 経費の代理受領に係る委任状(様式16号)
- (12) 就学奨励費受領書(様式17号)
- (13) 就学奨励費支給のお知らせ(様式18号)
- (14) 特別支援教育就学奨励費現物受領書(様式19号)
- (15) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入届(様式20号)
- (16) 通学用品購入届(様式21号)
- (17) 学用品購入届(様式22号)
- (18) 寄宿舎居住に伴う日用品購入届(様式23号)
- (19) ICT機器購入届(様式24号)
- (20) その他関係書類

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年2月20日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行し、改正後の福岡県特別支援教育就学奨励費支給要綱の規定は平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行し、改正後の福岡県特別支援教育就学奨励費支給要綱の規定は平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年6月19日から施行する。